

# がんになったとき、利用できる社会資源について

順天堂大学医学部附属順天堂医院

医療サービス支援センター

医療福祉相談室

日浦恵



# 医療福祉相談室について

- ▶ 病院のなかで、社会福祉分野の相談員であるソーシャルワーカーがご相談をお受けしています。
- ▶ 病気や治療に伴って日常生活になんらかの支援や介護を必要とする方に、  
**社会保障・社会福祉制度の活用**をすることで、その**生活の維持や向上**を図るためのお手伝いをしています。



# 医療福祉相談室について

▶ 具体的な相談の内容として

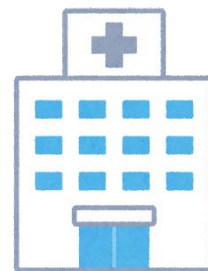
## ① 経済的な相談

医療費など経済的なことで心配がある  
社会資源やサービス内容と活用法が知りたい



## ② 退院後の生活の相談

リハビリや療養目的、緩和ケア病棟への転院、  
施設入所や自宅退院の準備の相談



## ③ 教育支援（小児）

院内学級の手続き



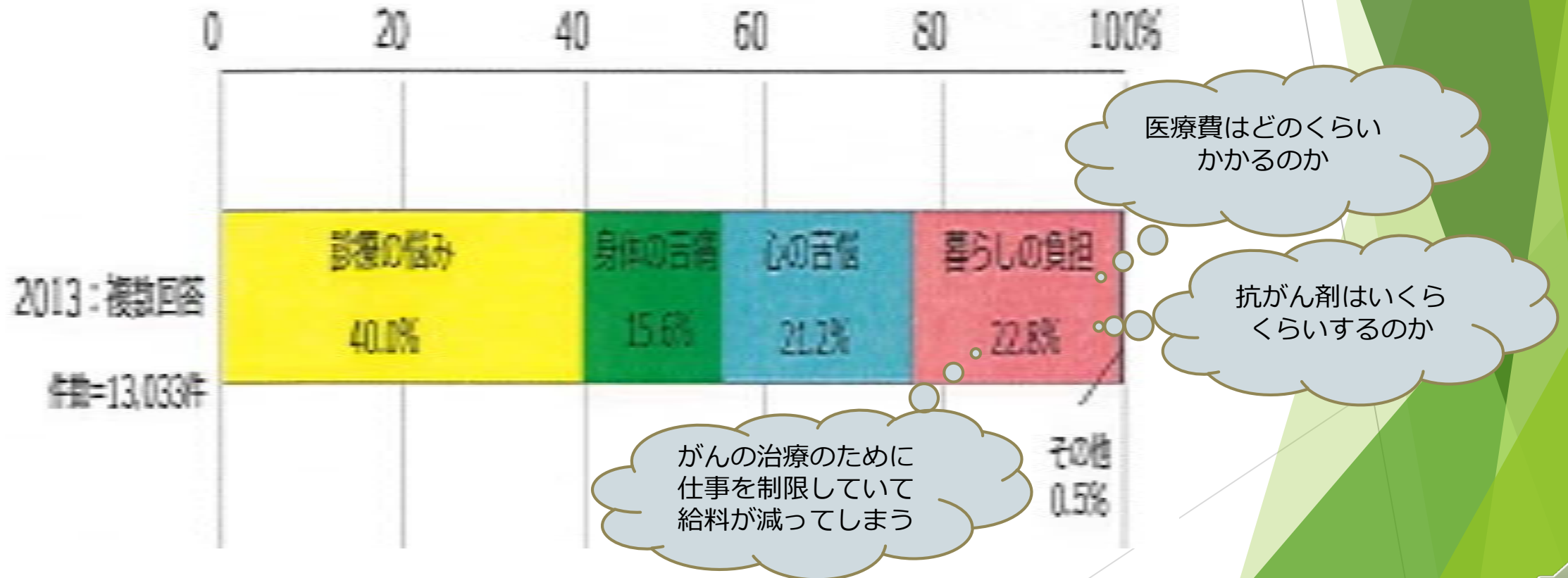
▶ 相談の内訳

退院支援が5割、医療社会保障制度の利用について3割



# がん体験者の悩みや負担

<悩みや負担について>



# 社会資源の話

- ▶ ① 医療費・生活費の制度
- ▶ ② 社会保障制度・社会福祉制度
- ▶ ③ 地域における医療資源
- ▶ ④ 生活を支える資源



## ①医療費にかかわる制度 【高額療養費制度】

- ▶ 病院の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。
- ▶ 健康保険の自己負担分が対象。  
入院中の**食事代**や**差額ベッド代**は対象外。
- ▶ 70歳以下の方は、**限度額適用認定証**を提示すると、窓口での支払いが所得に応じて自己負担額までとなる。



# 【高額療養費制度】

## 自己負担上限額について 70歳以下の方

区分	所得区分	3回目まで	年4回目以降 (※②)
ア	年収約1,160万円以上	252,600円 + (総医療費(※①) - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	年収約770～約1,160万円	167,400円 + (総医療費(※①) - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	年収約370～約770万円	80,100円 + (総医療費(※①) - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	年収約370万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円

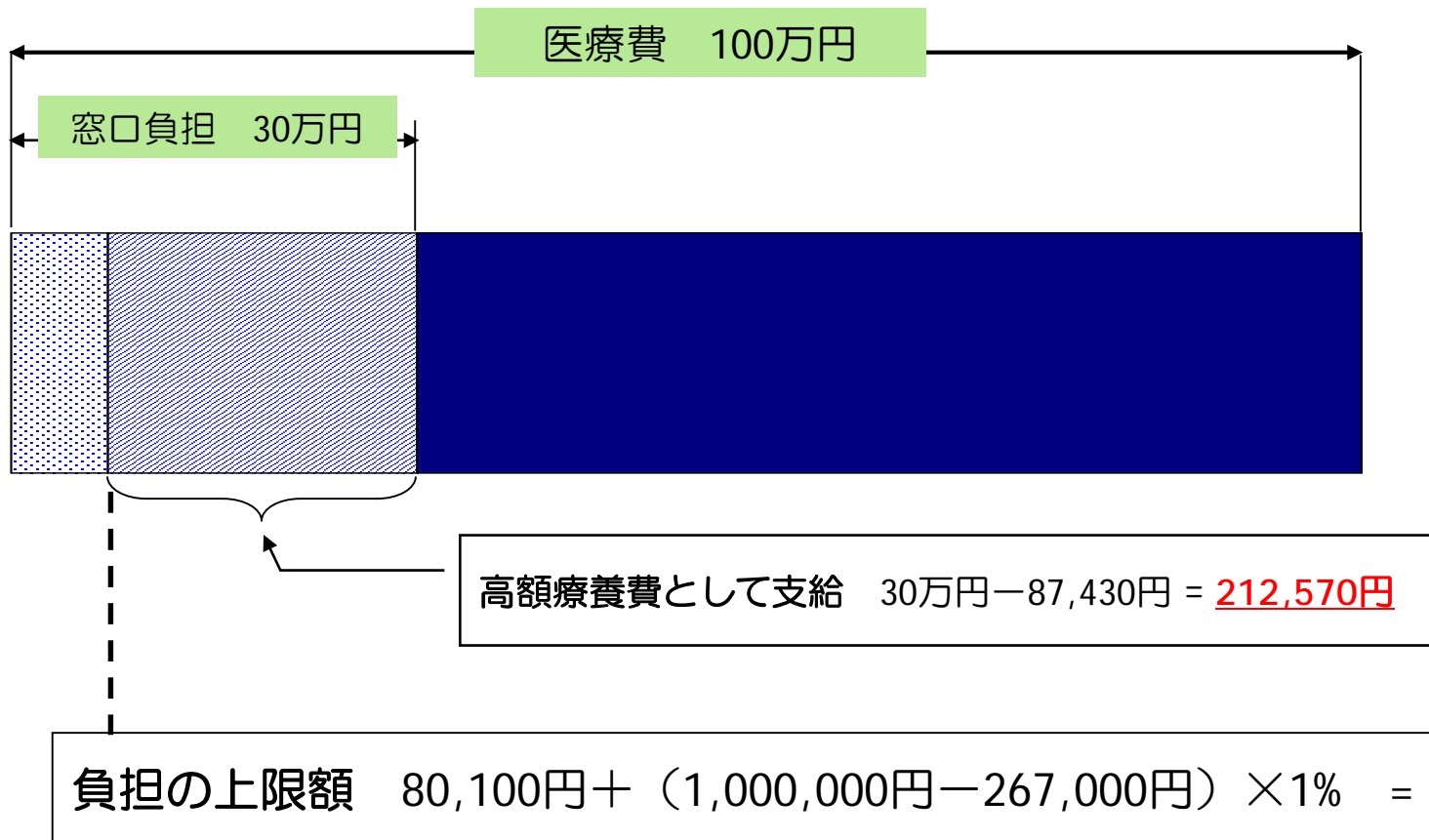
※① 患者様負担分3割と保険者負担分7割を合わせた10割相当の医療費を総医療とする

※② 一年間(直近12か月)に3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目から自己負担限度額が軽減されます(多数回該当)



# 【高額療養費制度】

- ◆ <例> 医療費が100万円かかった区分ウの方の場合（厚生労働省ホームページより）





## 【高額療養費制度】 70歳以上の方

- ▶ 70歳以上75歳未満の方は、ご加入の医療保険から『高齡受給者証』が交付される
- ▶ 75歳以上の方（65歳で一定の障害があり認定を受けた方）には、『後期高齡者医療被保険者証』が交付される
- ▶ 現役並み所得の370万～1,160万円の方は『**限度額適用認定証**』の手続きが必要
- ▶ **住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ・Ⅱ）**は、『**減額認定証**』の交付手続きが別途必要



# 【高額療養費制度】

## 自己負担上限額（70歳以上）

適用区分		自己負担の割合	1ヶ月の自己負担限度額	
			外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み	年収約1160万円～	3割	252,600円+(医療費-842,000)×1% <140,100円 ※①>	
	年収約770万～約1160万円		167,400円+(医療費-558,000)×1% <93,000円 ※①>	
	年収約370万～約770万円		80,100円+(医療費-267,000)×1% <44,400円 ※①>	
一般	年収156万～約370万円	70～74歳の方は、 2割	18,000円 <年間の上限度額144,000円>	57,600円 <44,400円 ※①>
非課税 住民税	住民税非課税世帯Ⅱ Ⅰ以外の方	75歳以上の方は 1割	8,000円	24,600円
	住民税非課税世帯Ⅰ 年金収入80万円以下等			15,000円

※①一年間（直近12か月）に3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目から自己負担限度額が軽減されます（多数回該当）



# 【がん治療に対して助成する制度】

## ▶ 小児慢性特定疾病医療費助成

- ・ 0～18歳までの小児（20歳まで延長する場合有）  
に対して特定の疾患の治療費を助成する制度
- ・ 「小児がん」が対象
- ・ 所得に応じた自己負担額あり

## ▶ 石綿（アスベスト）健康被害救済制度

- ・ 中皮腫や石綿による肺がんに対して治療費などを助成する制度



## 【その他の医療費に関する制度】

- ◆ 乳幼児・義務教育就学児医療費の助成
- ◆ ひとり親家庭等医療費の助成
- ◆ 心身障害者（児）医療費の助成
- ◆ 難病医療費助成制度
  
- ◆ 確定申告による医療費控除



## ①生活費にかかわる制度

- ▶ 傷病手当金（健康保険からの給付）
- ▶ 障害年金（加入年金からの給付）
- ▶ 重度身体障害者などを対象にした福祉手当
- ▶ 生活保護



# 障害年金について

- ▶ 病気などによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金。
- ▶ **【受給要件】** 下記のすべてを満たしている必要があります。
  - ・厚生年金または、国民年金保険の被保険者である間に、**初診日**があること。
  - ・**保険料の納付要件**を満たしている。※20歳前の年金制度未加入の初診日の場合は納付要件不要。
  - ・**障害認定日に障害等級表に定める状態**に該当していること。または、障害認定日以後に障害等級表に定める状態となった場合。



# 障害年金について

## 【認定基準】

どのような状態であれば障害年金が受給できる可能性があるのか？

障害等級表はインターネットで「障害年金 認定基準」で検索すると日本年金機構のホームページなどで詳細な情報を知ることができます。

等級	認定基準
障害年金 1 級	他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの
障害年金 2 級	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li><li>・必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもの</li></ul>
障害年金 3 級 (厚生年金のみ)	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの



# 障害年金について

## 【申請するときのポイント】

- ▶ 障害年金でいう初診日は最初に医療機関に受診したときをいいます。その初診日の時点で厚生年金加入中であれば障害厚生年金になり、国民年金であれば障害基礎年金となります。
- ▶ 医療機関を受診した際の領収書などを保管しておかれると申請時の助けになると思います。
- ▶ 診断書には障害によって種類があり、体の症状で明確なものについては、「肢体の障害」「腎疾患等」などそれぞれの書類を用意します。全身倦怠感のような場合には「その他」の診断書で作成を検討します。
- ▶ 日常の辛さや大変さを主治医の先生や年金事務所に具体的な様子をお伝えすると良いでしょう。





## ② 社会保障制度 【介護保険】

- ・ 65歳以上の方で何らかの介護を必要とする状態と認められた場合に利用可能
- ・ 40～64歳の方は16の特定疾病（脳血管疾患やがん末期）によって介護を必要とする場合に認定
- ・ 7段階（要支援1・2、要介護1～5）の介護度の認定を受ける
- ・ 利用できるサービスは訪問看護・訪問介護・訪問診療・車椅子やベッドなどの福祉用具のレンタルなど



## ② 社会福祉制度 【身体障害者手帳】

### ◆ 身体障害者手帳の種類

視覚・聴覚・平衡機能・肢体不自由・心臓・じん臓  
肝臓・音声・言語機能 又はそしゃく機能・呼吸器・  
ぼうこう 又は 直腸・小腸・免疫機能  
該当例) 大腸がん⇒人工肛門

### ◆ 障害福祉サービスの利用

障害の等級(1～6級) によって**介護の支援**・訓練等の支援・  
**福祉用具や手当**が支給される



### ③地域における医療資源

#### ▶ 病院

一般病床・療養病床・緩和ケア病棟

#### ▶ 在宅療養支援診療所

24時間体制・訪問診療

#### ▶ 訪問看護ステーション（訪問看護・訪問リハビリ）

病状の観察・自宅での医療処置の継続



## ④生活を支える資源

- ▶ 地域包括支援センター
- ▶ 介護保険施設
- ▶ 社会福祉協議会（ボランティアや配食サービス）
- ▶ 生協やスーパーなどの宅配サービス
- ▶ 患者会・家族会
- ▶ （入院患児の）家族のための宿泊施設



# 【がんに関する相談支援機関や情報提供機関】

- ▶ がん相談ホットライン 日本対がん協会の無料電話相談
  - ▶ ピアサポートセンターのがん相談 NPOがん患者団体支援機構の電話・面接相談
  - ▶ NPO法人 がんと暮らしを考える会の定期相談会
  - ▶ NPO法人 maggie's tokyoのマギーズセンター
  - ▶ がんの子どもを守る会
  - ▶ 国立がんセンター がん情報サービス
- 各種がんの解説、診断・治療法、病院を探す など



# 治療・療養生活を支えるための制度利用

- ▶ それぞれの制度は利用できる方の年齢や病状、所得などの状況によって、対象が異なります。
- ▶ 制度は申請主義であることが多いため、自分で申請する必要があります。
- ▶ 困ったときにどこに相談したらいいのかをぜひ知っていただけたらと思います。

がん相談支援センター、病院のソーシャルワーカー、  
患者会・NPOなど



# 相談できる場所のひとつとして

- ▶ **医療福祉相談室**が当院にあります。
  - ・何か利用できる制度はあるのか？
  - ・どうやって申請すればいいのか？
- ▶ そんなときには**医療福祉相談室**にご相談ください。  
相談はできるだけ**ご予約**をお願いいたします。
- ▶ 場所は1号館1階です。

